

奈良県新公会堂新名称選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第百号

奈良県新公会堂新名称選定委員会規則を廃止する規則

奈良県新公会堂新名称選定委員会規則（平成二十六年十二月奈良県規則第五十一号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。